

令和7年第8回三郷市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和7年8月25日（月） 午後1時30分から3時35分

2. 開催場所 207会議室（2階）

3. 議長 岡庭 丈夫（会長）

4. 出席委員（14人）

席次	氏 名	出欠	席次	氏 名	出欠
1	岡庭 早苗	出	10	石井 昌明	出
2	宮田 正久	出	11	恩田 純男	出
3	牧野 和美	出	12	戸邊 勲	出
4	秋谷 直邦	出	13	大熊 陽子	出
5	島根 至代	出	14	岡庭 丈夫	出
6	江川 直美	出	推進	中村 清隆	出
7	染谷 義人	出	推進	吉野 善一郎	出
8	大久保貴章	出	推進	鈴木 敏弘	出
9	島根 幸一	出	推進	藤田 裕衛	出

5. 議事日程

第1 開会宣告

第2 会長挨拶

第3 会議録署名委員の指名

第4 報告第1号 農地法第5条第1項第1号の規定に基づく届出について（公共事業に伴う一時転用）

報告第2号 2アール未満の農業用施設に係る届出について

報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（相続）

報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について（4条 市）

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について（5条 市）

報告第6号 証明書の発行について

第5 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について意見を求める件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

第6 その他

- (1) 審議会、協議会の報告について
- (2) その他

第7 閉会宣告

6. 農業委員会事務局職員（会議書記）

事務局長 萩原 克己
次 長 菊池 智司
係 長 奥村 正幸

7. 会議の概要

戸邊	委員の皆様、こんにちは。
会長職務代理	ただいまから令和7年8月農業委員会総会の開催に当たりまして、岡庭会長より開会宣言及びご挨拶をお願いいたします。
会長 (以下議長)	(開会の宣言及び開会の挨拶)
議長	本日の出席委員は全委員の出席でございます。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。 それでは、会議規則第13条第2項の規定により署名委員の指名をいたします。 1番、岡庭早苗委員、2番、宮田正久委員、お願いいたします。 (本人承諾の返事)
議長	それでは、次第に従いまして、順次進めてまいりたいと思います。 まず、報告事項の朗読を事務局をお願いいたします。
事務局	(報告事項読み上げ)
議長	ありがとうございます。 報告事項につきましてはお目通しをいただきまして、何かございましたら後ほど事務局までお願いをいたします。 続きまして、議案第1号の上程前にビデオ上映に入りますので、事務局で準備をお願いいたします。 【議案第1号及び議案第2号に係る申請地のビデオ上映】
議長	それでは、再開いたします。 議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について意見を求める件」を上程いたします。

なお、今月内容調査会を行った案件について報告いたします。

今月は議案第2号2番、4番、5番、6番につきまして内容調査会を開催しております。

それでは、議案第1号1番について事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第1号1番、申請人住所・氏名「〇〇・〇〇」、土地の表示「鷹野三丁目〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」、申請目的「資材置場・駐車場」。

なお、申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は牧野委員の担当でございます。牧野委員に内容説明をお願いいたします。

牧野委員

それでは、ただいまから議案第1号1番の説明をさせていただきます。

土地の表示、施設概要につきましては先ほど事務局の説明どおりでございますので省略させていただきます。また、現地の説明についてもビデオのとおりでございますので省略いたします。

それでは、まず申請人について説明させていただきます。

(申請人、借主について説明)

申請目的は資材置場・駐車場です。

本社から申請地までは11.3km、車で30分です。

申請理由といたしましては、理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

利用計画といたしましては、仮設資材、フェンス、外構資材、コンクリートブロックの資材置場スペース及びトラック3台分と重機2台分の駐車スペースとなっております。

隣地の同意は必要ありません。

続いて、被害防除ですが、出入口となります北側には幅8m、奥行き5mのアスファルト舗装プラス停止線、宅地に隣接しています西側はコンブロ2段積み、既設ブロックあり、水路に隣接しています南側はコンブロ6段積み、水路のり面はコンクリート打設、雑種地に隣接しています東側はコンブロ2段積み、既設ブロック、プラスフェンスあり、会社看板とアイドリングストップ看板を設置、敷地内は碎石敷きです。以上が被害防除の説明でございます。

その他でございますが、誓約書をいただいております。

(資金計画について説明)

農地区分は第2種農地です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第1号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第1号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【挙手全員】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

1番 資材置場・駐車場	(全員賛成)
-------------	--------

議長

続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件」を上程いたします。

それでは、議案第2号1番について事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第2号1番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「使用貸借」、土地の表示「岩野木字三尺内〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」、申請目的「自己用住宅」。

なお、申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は石井委員の担当でございます。石井委員に内容説明をお願いいたします。

石井委員

それでは、ただいまから議案第2号1番について説明をさせていただきます。

譲受人及び譲渡人の住所・氏名、権利種類、土地の表示、施設概要につきましては事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。また、現地につきましてもビデオどおりでございますので、省略いたします。

(譲受人について説明)

申請内容ですが、転用目的が自己用住宅となります。

続きまして利用計画について説明いたします。利用計画といたしましては木造2階建て、専用住宅1棟の建築となります。建築面積が1階床面積が〇〇㎡、2階床面積が〇〇㎡でございます。また、駐車スペースが自家用1台分を確保しております、コンクリートの打設をします。

次に、被害防除ですが、北側は水路と隣接しており、新設ブロック1段、高さ80cmを設置、東側は道路と隣接しており、出入口のためになし、南側は宅地と隣接しており、新設ブロック1段、高さ80cmの設置、隣地に生垣があります。西側は雑種地として隣接しており、既設ブロック、プラスネットフェンスを設けます。また、汚水は合併処理浄化槽で処理後、北側排水路へ放流、雨水は雨水ますを設置し、北側の排水路に放流いたします。

また、隣地の同意は必要ありません。

誓約書が提出されております。

(資金計画について説明)

農地区分が第2種農地で、開発許可要件につきましては市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅ということです。

最後に、理由書が提出されておりますので代読させていただきます。

(理由書朗読)

以上で説明を終わります。皆様ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第2号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

島根幸一委員。

島根幸一委員

(挙手により質問)

すみません、今回の宅地なんですけれども、身内に長期滞在するための宅地ということなんですけれども、本来であれば、市街化に持っている人は市街化に建てるようになると思うんですけれども、今回は調整区域ということで、持ってなければ調整区域でいいということなんですけれども、もしこの方が市街化に持っていたとしたら、そこに建てなくてもいい理由、もしくは調整区域で建てる理由を教えていただきたいのですけれども。

議長

事務局をお願いします。

事務局

こちらの方なんですけれども、実際にはこちらの方名義の宅地を三郷市内にお持ちではあります。ただ、この方が持ち主になる前、親の代から〇〇〇〇さんというところに貸出しをしております、さらにその土地の上に〇〇〇〇さん名義で建物が既に立ってしまっている状態で、こちら〇〇〇〇さんは稼働中ということで、そちらを出ていけということもできないということで、当然その人の持っている宅地に本来は建てるはずなんですけれども、そこは使えないということで、

	今回親御さんの農地のところを使うというふうな話になりました。		
議長	はい。		
島根幸一委員	では、市街化であっても、市街化が何らかの、駐車場であっても、そういうふうに調整区域で建てるということを判断してよろしいんですか。		
事務局	今回の件に関しては完全に本人が受ける前からもう貸していて、その上に建物が建ったということもあるので、そこは使えないことがやむを得ない理由というふうに判断しました。ほかのところに関しては、そういうふうなやむを得ないというふうな判断になるかどうかは個別の案件になるかと思います。それで判断させていただいた上で対応させていただく形になろうかと思います。		
島根幸一委員	はい、分かりました。		
議長	よろしいですか。		
島根幸一委員	はい。		
議長	ほかにございますか。		
	【挙手なし】		
議長	質疑を打ち切ります。 採決をいたします。 議案第2号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。		
	【挙手全員】		
議長	ありがとうございます。 採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。		
	<table border="1"> <tr> <td>1番 自己用住宅</td> <td>(全員賛成)</td> </tr> </table>	1番 自己用住宅	(全員賛成)
1番 自己用住宅	(全員賛成)		
議長	続きまして、議案第2号2番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。		
事務局	議案第2号2番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「半田字六反田〇〇番」、地目「田」、		

面積「〇〇㎡」、申請目的「駐車場」。

なお、申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため第2種農地であると判断されます。
以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は戸邊代理の担当でございます。戸邊代理に内容説明をお願いいたします。

戸邊

それでは、議案第2号2番について説明をさせていただきます。

会長職務代理

譲受人、譲渡人の住所・氏名、並びに土地の表示、権利種類、申請目的につきましては事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。また、現地につきましてもビデオどおりでございますので、省略させていただきます。

(譲受人について説明)

転用目的といたしまして、駐車場用地。

ここで理由書が出ておりますので、読み上げさせていただきたいと思います。

(理由書朗読)

本社から申請地まで1.8km、自動車で約5分ということでございました。

利用計画といたしましては社員用自家用車12台、来客用駐車場2台、駅利用時車両置場2台、車通勤者への切替えに伴い4台ということでございます。

隣地の同意はございます。

被害防除といたしましては、北側、水路に隣接しておりますので、新設コンクリートブロック4段積み、東側、農地、宅地に隣接、新設コンクリートブロック4段積み、南側、道路に隣接、出入口以外は新設コンクリートブロック4段積み、道路から1.7mのセットバックということでございます。西側、農地に隣接、新設コンクリートブロック4段でございます。出入口幅が6m、奥行き5.7mのアスファルト舗装、出入口付近に停止線、会社看板、アイドリングストップ看板が2カ所、雨水は敷地内浸透ということでございます。

その他といたしましては、農地区分といたしまして第2種農地。

(資金計画について説明)

以上で説明を終わらせていただきます。皆様からのご審議、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第2号2番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

宮田委員。

宮田委員

(挙手により質問)

2番もそうなのですが、4番、5番とも共通している質問なのですが、先ほど

	ビデオのほうを拝見したところまだ稲が実っている段階だったのですが、私が6月に説明したものについては稲刈りが終わった後工事するという事だったので、こちらのほうはどのようにになっているか、お分かりになりますか。
戸邊 会長職務代理	今回の申請につきまして許可が下りるのは来月の20日ごろになります。そのころまでにはなくなる、この後のもありますけれども、稲刈りが終わっています。
宮田委員	大体稲刈りが終わっているだろうという理解でよろしいですか。
戸邊 会長職務代理	稲刈りまでいかないと思います。
宮田委員	そうですね。ありがとうございます。
議長	ほかにございますか。 岡庭早苗委員。
岡庭早苗委員	(挙手により質問) 出入口の関係なんですけれども、代理が奥行き5.7mとおっしゃっていたのですが、ここは1.7mまで自主後退というのがあるので言ったのかなと思うんですが、奥行きは4mくらいになるかと思うんですが、違いましたか。
戸邊 会長職務代理	4mは緑地帯です。
岡庭早苗委員	そうですね、はい。1.7と勘違いして、失礼しました。
戸邊 会長職務代理	ちなみに、この1.7mは4mに対するために反対側の用地になります。反対側は農業用水がありますので、普通だったら、8.5、8.5で後退しますが、用水は後退してくれませんから、1.7m後退していただくというふうに。
議長	ですから、駐車場、奥行き4mに1.7を足した5.7mを代理は先ほど、そういった出入りで説明しました。
岡庭早苗委員	5.7と1.7ですね。
戸邊 会長職務代理	すみません、私はそのまま言っちゃったけれども、そこからのものを、逆の部分からコンクリートを打つということです。
岡庭早苗委員	1.7で、その1.7の、5.7。

戸邊
会長職務代理

そうです、5. 7の、5. 7でいいですね、1. 7と。

議長

ほかにございますか。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第2号2番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【挙手多数】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、賛成多数でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

2番 駐車場 (賛成多数)

議長

続きまして、議案第2号3番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第2号3番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「賃貸借」、土地の表示「小谷堀字新大場川添〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」外10筆、申請目的「沿道サービス施設」。

なお、申請地の農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、現地は常磐自動車道三郷料金所スマートインターチェンジからおおむね300m以内にあるため、第3種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は恩田委員の担当でございます。恩田委員に内容説明をお願いいたします。

恩田委員

それでは、ただいまから議案第2号3番について説明をさせていただきます。

譲受人及び譲渡人の住所・氏名、権利種類、土地の表示、施設概要につきましては先ほどの事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。また、現地の説明についてもビデオどおりでございますので、省略いたします。

(譲受人について説明)

申請内容ですが、転用目的は沿道サービス施設、コンビニエンスストアになります。

続いて利用計画について説明申し上げます。利用計画といたしまして、鉄骨造 1 階建て、店舗 1 棟、建築面積〇〇㎡、床延面積〇〇㎡、物置 1 棟、建築延床面積〇〇㎡の建築でございます。駐車スペースは 18 台、うち 1 台大型車両です。

被害防除についてですが、北側に新設水路を整備し、新設水路との境界にコンクリートブロック 4 段積み、+高さ 1.2m のメッシュフェンス、東側の農地隣接部分にも新設水路を整備し、新設水路との境界にコンクリートブロック 4 段積み、プラス高さ 1.2m のメッシュフェンス、東側の宅地隣接部分にはコンクリートブロック 3 段積み、プラス高さ 2m の目隠しフェンス、道路と隣接する南側は出入口 2 か所で停止線あり、スリット側溝、流水止めブロックを設置、道路と隣接する西側は出入口 1 か所で停止線あり、スリット側溝、流水止めブロックを設置、西側の新設水路との境界にコンクリートブロック 4 段積み、プラス高さ 1.2m のメッシュフェンス、現況の水路は新設水路整備後埋め戻し、新設水路は市に採納となります。汚水は合併処理浄化槽で処理後、西側水路に放流、雨水は雨水貯水槽、オーバーフロー分は西側水路に放流。敷地内にはアスファルト舗装、アイドリングストップ看板は 2 か所設置。

また隣地の同意はあります。

誓約書は提出されております。

(資金計画について説明)

農地区分は第 3 種農地です。

開発事業事前協議及び都市計画法第 29 条許可申請を行っており、市街化調整区域の立地基準、都市計画法第 34 条第 10 号に該当する施設となります。

最後に、理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第 2 号 3 番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

島根至代委員。

島根至代委員

(挙手により質問)

すみません、この案件というのは経歴とか資本金とか言わなくてもいい案件ですか。

恩田委員

経歴は昭和〇〇年〇〇月〇〇日です。資本金〇〇〇円。

島根至代委員

創業と法人化。

恩田委員	法人が昭和〇〇年〇〇月〇〇日です。
島根至代委員	創業は。
恩田委員	創業、内容調査会をやってない。
島根至代委員	あ、やってないからこれはないんですね、すみません。では資本金をお願いします。
恩田委員	〇〇〇円です。
島根至代委員	続けてお願いします。
恩田委員	すみません、空欄になっています。
事務局	ほかのところは、こちらで調査していませんので。
島根至代委員	こういうときはよろしいのですね。
事務局	そうですね、内容調査会のときだけです。
島根至代委員	はい、了解です。従業員数も全部。
事務局	はい。
島根至代委員	ありがとうございます。
議長	ほかにございますか。 岡庭早苗委員。
岡庭早苗委員	(挙手により質問) 大きく分けて、皆さん、ちょっと手元に図面がないかと思うんですけれども、大きく分けて〇〇番、〇〇番というのがあって、その下に〇〇番、〇〇番とあって、間に水路があるんですね。その水路のことについてお聞きしたいのですが、地形が今までになかったケース、実際に分筆して周りに水路を引くという形になっているので、そういうことがあるのかなと思ったのですが、これはあくまで賃貸借の土地だと思うんですね。それで真ん中の水路の部分だけ現況の持ち主のものになるというような形になっているんですけれども、そういうのっていうのは交換ではないんですけれども、ありなのですか。初めてなんです、私は。ほかの部分については採納するというか、なっているから、もっと現況でもらっちゃう部

	分よりも倍くらい採納するような形になるのだと思うんですが、真ん中の部分がどうなっているのかなと思って。
事務局	河川課に確認はしたんですけども、周りの水路を市に採納して、真ん中の水路部分については譲渡人名義にするという形の交換をするというふうな形で伺っております。
岡庭早苗委員	分かりました、ありがとうございます。
議長	ほかにございますか。
	【挙手なし】
議長	質疑を打ち切ります。 採決をいたします。 議案第2号3番に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	【挙手全員】
議長	ありがとうございます。 採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。
	3番 沿道型サービス施設 (全員賛成)
議長	ここで暫時休憩といたします。開会時間、2時45分をお願いいたします。
	【10分暫時休憩】
議長	それでは、再開いたします。
議長	続きまして、議案第2号4番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。
事務局	議案第2号4番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「賃貸借」、土地の表示「彦音二丁目〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」外1筆、申請目的「駐車場用地・資材置場用地」。 なお、申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。 以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は染谷委員の担当でございます。染谷委員に内容説明をお願いいたします。

染谷委員

それでは、ただいまから議案第2号4番の説明をさせていただきます。

譲受人及び譲渡人の住所・氏名、権利種類、土地の表示、施設概要につきましては、先ほど事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。また、現地の説明につきましてもビデオのとおりでございますので、省略いたします。

（譲受人について説明）

申請内容ですが、転用目的が駐車場用地・資材置場用地で、申請理由といたしましては、理由書が届いておりますので読み上げさせていただきます。

（理由書朗読）

続きまして、本社から申請地までは6.5km、車で16分です。

利用計画といたしましては、8台分の駐車スペース、単管パイプ、足場板、コンパネ、砕石などの資材置場スペースとなっております。

隣地の同意はいただいております。

続きまして、被害防除ですが、道路に隣接する北側は出入口、コンブロ2段積み、宅地に隣接する北側はコンブロ2段積み、既設の隣地ブロック、農地に隣接する東側はコンブロ5段積み、水路に隣接する南側はコンブロ4段積み、水路のり面、コンクリート打設、宅地に隣接する西側はコンブロ2段積み、既設の土留め、農地に隣接する西側はコンブロ2段積み、出入口部分は幅4m、奥行き6mのアスファルト舗装、停止線あり、会社看板、アイドリングストップ看板、敷地内砂利敷き、以上が被害防除でございます。

その他でございますが、誓約書をいただいております。

（資金計画について説明）

農地区分は第2種農地です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上お願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第2号4番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第2号4番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【挙手多数】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、賛成多数でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

4 番 駐車場用地・資材置場用地 (賛成多数)

議長

続きまして、議案第2号5番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第2号5番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「半田字下ノ割〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」、申請目的「駐車場用地」。

なお、申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は戸邊代理の担当でございます。戸邊代理に内容説明をお願いいたします。

戸邊

それでは、議案第2号5番について説明をさせていただきます。

会長職務代理

譲渡人、譲受人の住所・氏名、並びに権利種類、土地の表示、申請目的につきましては事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。また、現地につきましてもビデオどおりでございますので、省略させていただきます。

(譲受人について説明)

転用の目的といたしましては、駐車場用地ということでございます。

ここで理由書が出ておりますので、読ませていただきます。

(理由書朗読)

本社から申請地までは約2km、車で3分ということでございます。

利用計画といたしましては、社用車、バン10台、社員車10台。

隣地の同意はございます。

被害防除でございますが、北は水路に隣接しておりまして、新設コンクリートブロック6段とフェンス80cm、プラス緑地帯を3.5m取ります。東側、宅地と隣接、既設の隣地ブロック、プラス新設コンクリートブロック3段、+緑地1.5m、南側、道路と隣接、出入口部分以外、新設コンクリートブロック3段、+80cmのフェンス、緑地3.5m、西側、宅地と隣接、既設隣地擁壁、+新設コンクリートブロック3段、+緑地1.5m、プラス80cmのフェンス、出入口部分は9m、奥行き6mのアスファルト舗装、敷地内は砂利敷き、会社看板、

	アイドリングストップ看板が2か所設置されます。 今回の被害防除でございますが、周りに木を植えるという方法でございます。 その他といたしまして、誓約書が出ております。 農地区分は2種農地。 (資金計画について説明) 以上で説明を終わらせていただきます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。 ただいま議案第2号5番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。 【挙手なし】
議長	質疑を打ち切ります。 採決をいたします。 議案第2号5番に賛成の方は挙手をお願いいたします。 【挙手全員】
議長	ありがとうございます。 採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。
	5番 駐車場用地 (挙手全員)
議長	続きまして、議案第2号6番について事務局に議案の朗読をお願いいたします。
事務局	議案第2号6番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「彦沢一丁目〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」、申請目的「駐車場用地」。 なお、申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため第2種農地であると判断されます。 以上でございます。
議長	ありがとうございます。 この案件は島根至代委員の担当でございます。島根委員に内容説明をお願いいたします。
島根至代委員	それでは、ただいまから議案第2号6番の説明をさせていただきます。

譲受人及び譲渡人の住所・氏名、権利種類、土地の表示、施設概要、現地の説明につきましては先ほど事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。また、現地の説明についてもビデオのとおりでございますので、省略いたします。

(譲受人について説明)

申請内容ですが、転用目的は駐車場用地で、申請理由といたしましては理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

続きまして、会社から申請地までの距離及び時間ですが、2 m、1 分で、利用計画といたしましては社用車 4 台となっております。

隣地の同意は必要のない案件です。

続いて、被害防除ですが、北側、道路と隣接、東側、雑種地と隣接、既設ブロック、南側、水路と隣接、既設ブロック、水路脇、コンクリート打設、西側、雑種地と隣接、既設ブロック、出入口は幅 4 m、奥行き 7.5 m コンクリート舗装、敷地内砂利敷き、雨水は宅内浸透です。以上が被害防除の説明でございます。

その他でございますが、誓約書をいただいております。

(資金計画について説明)

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第 2 号 6 番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第 2 号 6 番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【挙手全員】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

6 番 駐車場用地	(全員賛成)
-----------	--------

議長

続きまして、議案第 3 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。

それでは、議案第 3 号 1 番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局	議案第3号1番、被相続人住所・氏名「〇〇・〇〇」、相続人住所・氏名「〇〇・〇〇」、土地の表示「天神一丁目〇〇番」、地目「畑」、地積「〇〇㎡」外4筆、経営面積「〇〇㎡」、相続開始年月日「令和〇〇年〇〇月〇〇日」。 以上でございます。
議長	ありがとうございます。 この案件は宮田委員の担当でございます。宮田委員に内容説明をお願いいたします。
宮田委員	それでは、ただいまから議案第3号1番について説明させていただきます。 初めに、今回の申請地は議案書に記載のとおりですが、全てご自宅の隣接地であり、三郷第2012番の6号で生産緑地の指定を受けている農地です。また、現地確認の結果ですが、申請地全てが適正に肥培管理されておりました。 次に、被相続人及び相続人について説明いたします。 (申請者、経営状況について説明) 以上で説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	ありがとうございます。 ただいま議案第3号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。 【挙手なし】
議長	質疑を打ち切ります。 採決をいたします。 議案第3号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。 【挙手全員】
議長	ありがとうございます。 採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。
議長	ここで暫時休憩といたします。開会時間3時25分でお願いします。 その間におきまして、いつも行っております各地区におきまして情報交換的なものをお願いしたいと思います。そろそろ稲刈りが始まっております。地域における問題点等を各地区においてお願いしたいと思います。 早稲田地区、東側、彦成地区、南側、東和地区、北側に集まっていただいて情報交換をお願いしたいと思います。開会時間3時25分で。

	【１５分暫時休憩】
議長	それでは、再開いたします。 続きまして、その他に移らせていただきます。
議長	まず、審議会、協議会の報告につきましてございましたら、お願いいたします。 島根至代委員。
島根至代委員	①埼玉県農業委員会女性協議会理事会　８月１９日 以上です。
議長	ほかにございますか。 【挙手なし】
議長	続きまして、その他の報告で何かございましたらお願いいたします。 【挙手なし】
議長	それでは、続きまして、事務局からの連絡事項ということで、局長のほうから お願いします。
事務局長	①四市町農政研究会合同研修会 ②農業委員会県外視察 以上です。
議長	ありがとうございます。 続きまして、農業振興課からの連絡事項につきましては、係長から。
事務局	①大野知事ふれあい訪問　８月２９日　M's C U R R Y ②農家組合長へ農業祭品評会開催要領送付　９月中旬 ③三郷秋どりえだまめ現地検討会　９月１０日 ④イトーヨーカドー健康イベント参加　８月３１日　イトーヨーカドー三郷店 以上です。
議長	ありがとうございます。 それでは、以上をもちまして総会を閉会とさせていただきます。 閉会に当たりまして、戸邊代理から閉会のご挨拶をお願いしたいと思います。
戸邊	長時間にわたりまして慎重なるご審議ありがとうございました。

会長職務代理

今月の総会では、農地法4条が1件、5条が6件許可相当となりました。また、相続税の納税猶予に関する適格者証明願が1件承認となりました。審議の内容を確認するとともに、円滑なる総会運営にご協力いただきましてありがとうございました。

これをもって、ご挨拶とさせていただきます。

皆様、お疲れさまでした。